

第139号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、一部で大規模な土地区画整理事業が行われたほかは、小規模かつ分散的な民間開発行為により市街化が進んできた。

震災後は、大津波により被災した市街化区域や隣接する市街化調整区域において、復興特区法の特例を活用した被災市街地復興土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、新市街地整備が行われている。

今後の市街地開発に当たっては、周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら、既成市街地の高度利用、遊休土地の有効利用や整備済・整備中の住宅地への人口収容を図っていくとともに、居住地や都市機能が集積し公共交通の結節点としてアクセス性の高い地区に対して面的整備や地区計画等の導入を検討しながら、良好な市街地の形成を進めていく。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に、実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業

地区名称	市町名	整備手法	整備目的	事業主体
湊東	石巻市	被災市街地復興土地区画整理事業	住宅・工業	石巻市
湊北	石巻市	被災市街地復興土地区画整理事業	住宅・工業	石巻市
湊西	石巻市	被災市街地復興土地区画整理事業	工業地	石巻市
上釜南部	石巻市	被災市街地復興土地区画整理事業	工業地	石巻市
下釜南部	石巻市	被災市街地復興土地区画整理事業	工業地	石巻市
大曲浜	東松島市	被災市街地復興土地区画整理事業	工業地	東松島市
中心部	女川町	被災市街地復興土地区画整理事業	住宅地	女川町

現行計画(参考)

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

震災前は、一部で大規模な土地区画整理事業が行われたほかは、小規模かつ分散的な民間開発行為により市街化が進んできた。

震災後は、大津波により被災した市街地化区域や市街化区域に隣接する市街化調整区域において、復興特区法の特例を活用した土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、新市街地整備が行われている。

今後の市街地開発に当たっては、周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら、既成市街地の高度利用、遊休土地の有効利用や整備済・整備中の住宅地への人口収容を図っていくとともに、居住地や都市機能が集積し公共交通の結節点としてアクセス性の高い地区に対して面的整備や地区計画等の導入を検討することにより、既存の都市基盤や義務教育施設等を前提とした集約型市街地の形成を図っていく。

② 市街地整備の目標

おおむね平成32年頃までに、実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

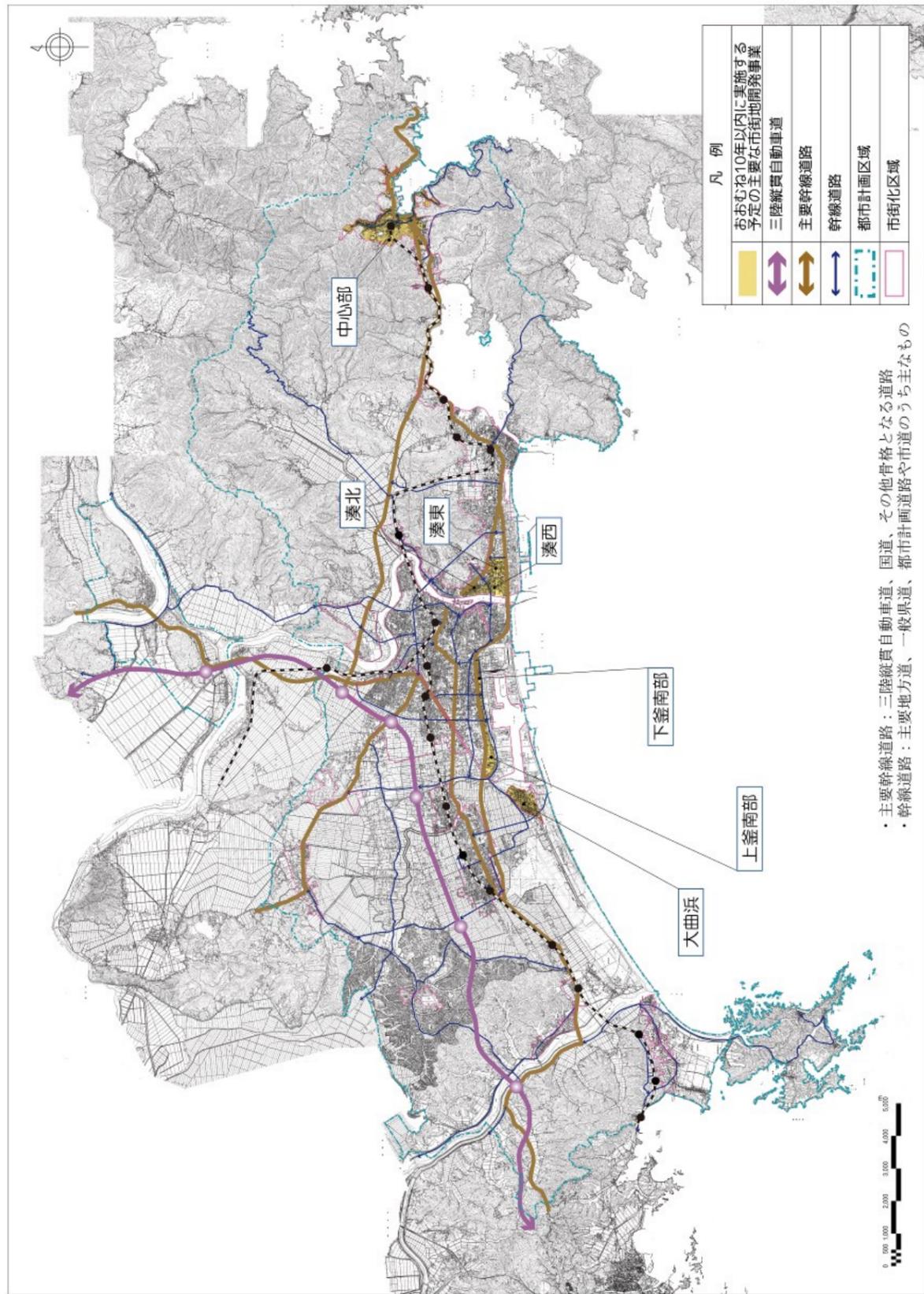
□ おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業(1/2)

地区名称	市町名	整備手法	整備目的	事業主体
新蛇田	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新蛇田南	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新蛇田南第二	石巻市	土地区画整理事業	業務地	石巻市
あけぼの北	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新渡波	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新渡波西	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
下釜第一	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
中央一丁目	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
新門脇	石巻市	土地区画整理事業	住宅地	石巻市
湊東	石巻市	土地区画整理事業	住宅・工業	石巻市
湊北	石巻市	土地区画整理事業	住宅・工業	石巻市
湊西	石巻市	土地区画整理事業	工業地	石巻市
上釜南部	石巻市	土地区画整理事業	工業地	石巻市
下釜南部	石巻市	土地区画整理事業	工業地	石巻市

□ おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業(2/2)

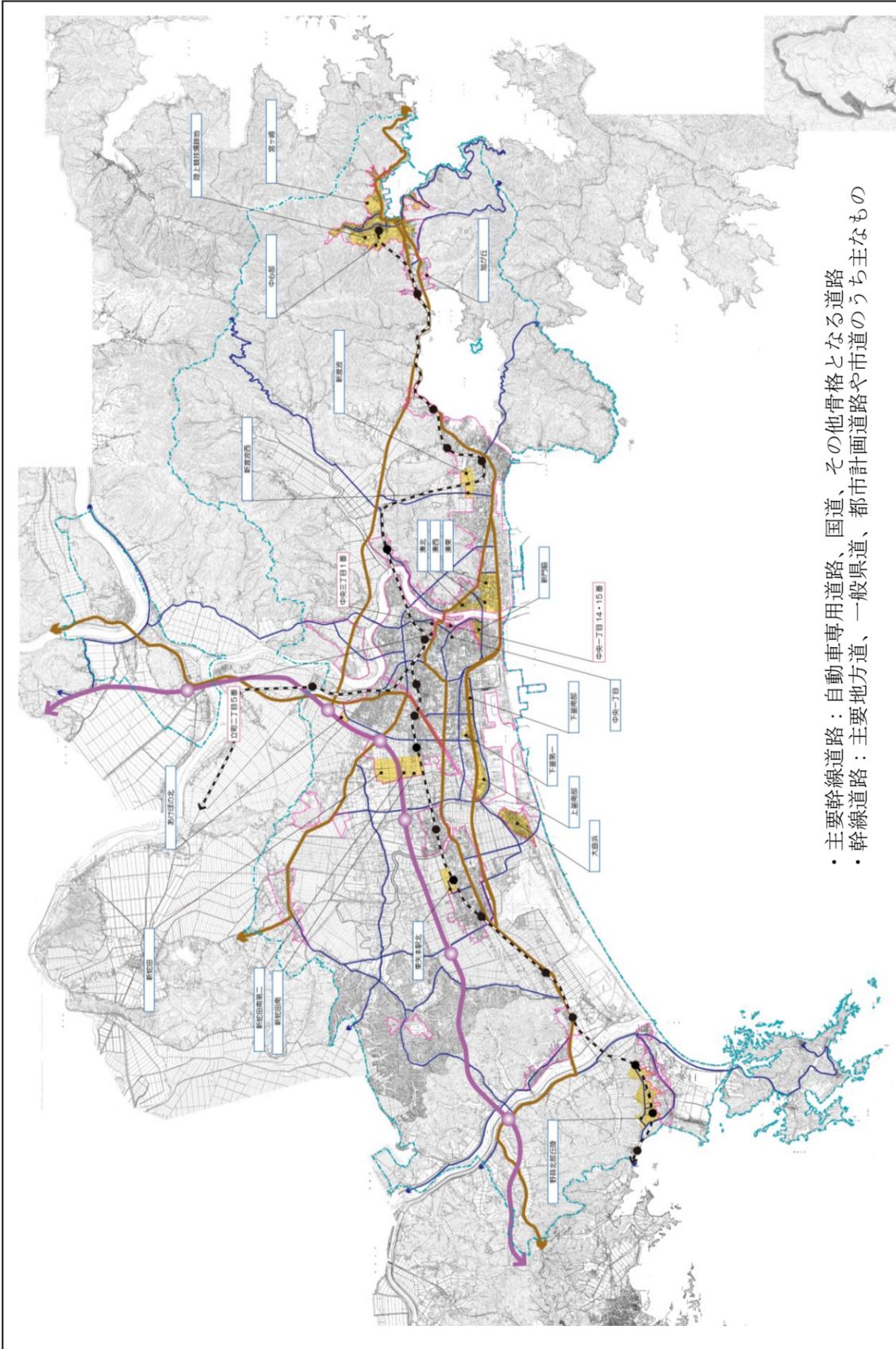
地区名称	市町名	整備手法	整備目的	事業主体
中央一丁目14・15番	石巻市	市街地再開発事業	住宅・商業	石巻市
中央三丁目1番	石巻市	市街地再開発事業	住宅・商業	石巻市
立町二丁目5番	石巻市	市街地再開発事業	住宅・商業	石巻市
野蒜北部丘陵	東松島市	土地区画整理事業	住宅地	東松島市
東矢本駅北	東松島市	土地区画整理事業	住宅地	東松島市
大曲浜	東松島市	土地区画整理事業	工業地	東松島市
中心部	女川町	土地区画整理事業	住宅地	女川町
宮ヶ崎	女川町	土地区画整理事業	住宅地	女川町
陸上競技場跡地	女川町	土地区画整理事業	住宅地	女川町

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業



・主要幹線道路：三陸縦貫自動車道、国道、その他骨格となる道路
 ・幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

□ おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業



・主要幹線道路：自動車専用道路、国道、その他骨格となる道路
 ・幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

第139号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 基本方針

本区域における公園・自然的環境の現状を踏まえ、総合的な公園、緑地体系の整備を進めていくとともに、恵まれた自然資源や観光資源を活用して観光・レクリエーション機能の整備、拡充を図るものとする。

特別名勝松島、三陸復興国立公園をはじめとする優れた自然環境、歴史的風土及び郷土景観を構成する緑地に恵まれており、今後とも優先して保全する。一方、都市内の公園、緑地は不足している状態にあるため、これら公共空地の整備を行い、良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図ることにより快適な都市生活を支えていくとともに、津波被害を低減させるための防災緑地等の整備により、健康と安全・安心が確保されるうるおいのあるまちづくりを進めていく。

□ 公園・自然的環境の基本方針

- 優れた自然環境、歴史的風土及び郷土景観を構成する緑地を優先して保全する
- 公園、緑地の保全・整備により良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図る
- 津波被害を低減させる防災緑地の整備及び維持管理により、安全・安心が確保されるまちづくりを進める

イ) 公園・緑地の確保目標水準

都市計画公園・緑地の整備水準の目標を次のとおりとする。

□ 整備水準の目標（都市計画公園・緑地）

	基準年	平成 37 年
都市計画公園・緑地の供用面積	147.6 ha	212.0 ha
住民 1 人あたりの公園・緑地等面積	9.6 m ² /人	15.0 m ² /人

注) 1. 基準年は平成 28 年 3 月末現在

2. 各面積の算定は以下のとおりとする

基準年の面積＝都市計画公園・緑地の供用済みの面積

目標年の面積＝基準年の面積 + 都市計画決定し、供用予定の公園・緑地面積

現行計画(参考)

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 基本方針

特別名勝松島、三陸復興国立公園をはじめとする優れた自然に恵まれている一方で、都市内の公園、緑地は不足している状態にあるため、これら公共空地の整備を行い、良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図ることにより快適な都市生活を支えていくとともに、津波被害を低減させるための防災緑地等の整備により、安全・安心が確保されるまちづくりを進めていく。

□ 自然的環境の基本方針

- 優れた自然環境、歴史的風土、郷土景観を構成する緑地の保全を優先する
- 公園、緑地の保全・整備により良好な都市環境の保全や都市景観の形成を図る
- 津波災害を低減させる防災緑地の整備により安全・安心が確保されるまちづくりを進める

イ) 都市計画公園・緑地の確保目標水準

都市計画公園・緑地の整備水準の目標を次表のとおりとする。

□ 整備水準の目標（都市計画公園・緑地）

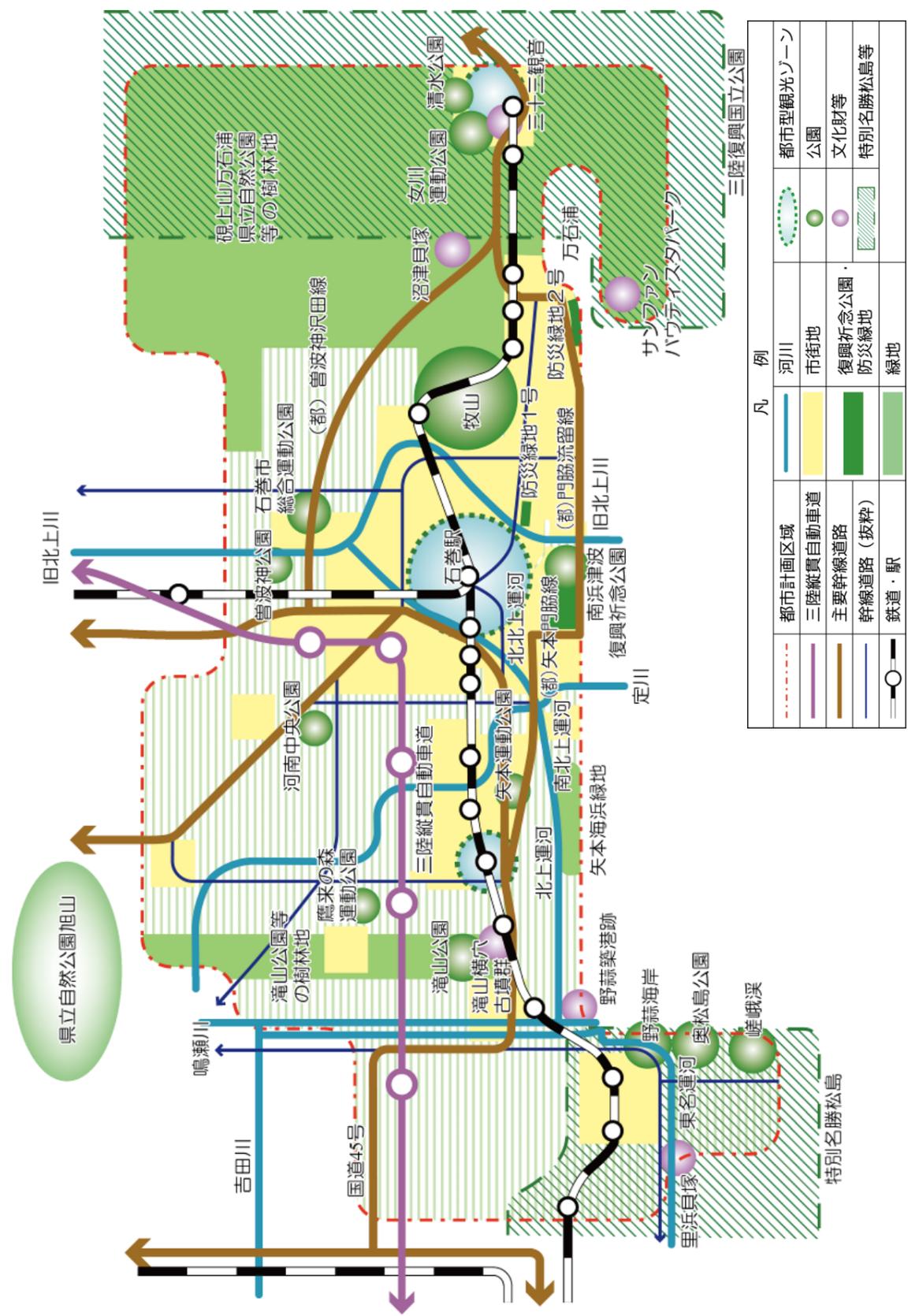
	基準年	平成 32 年
都市計画公園・緑地の供用面積	161.0 ha	320.0 ha

注) 基準年は平成 25 年 3 月末現在

基準年の面積＝都市計画公園・緑地の供用済みの面積

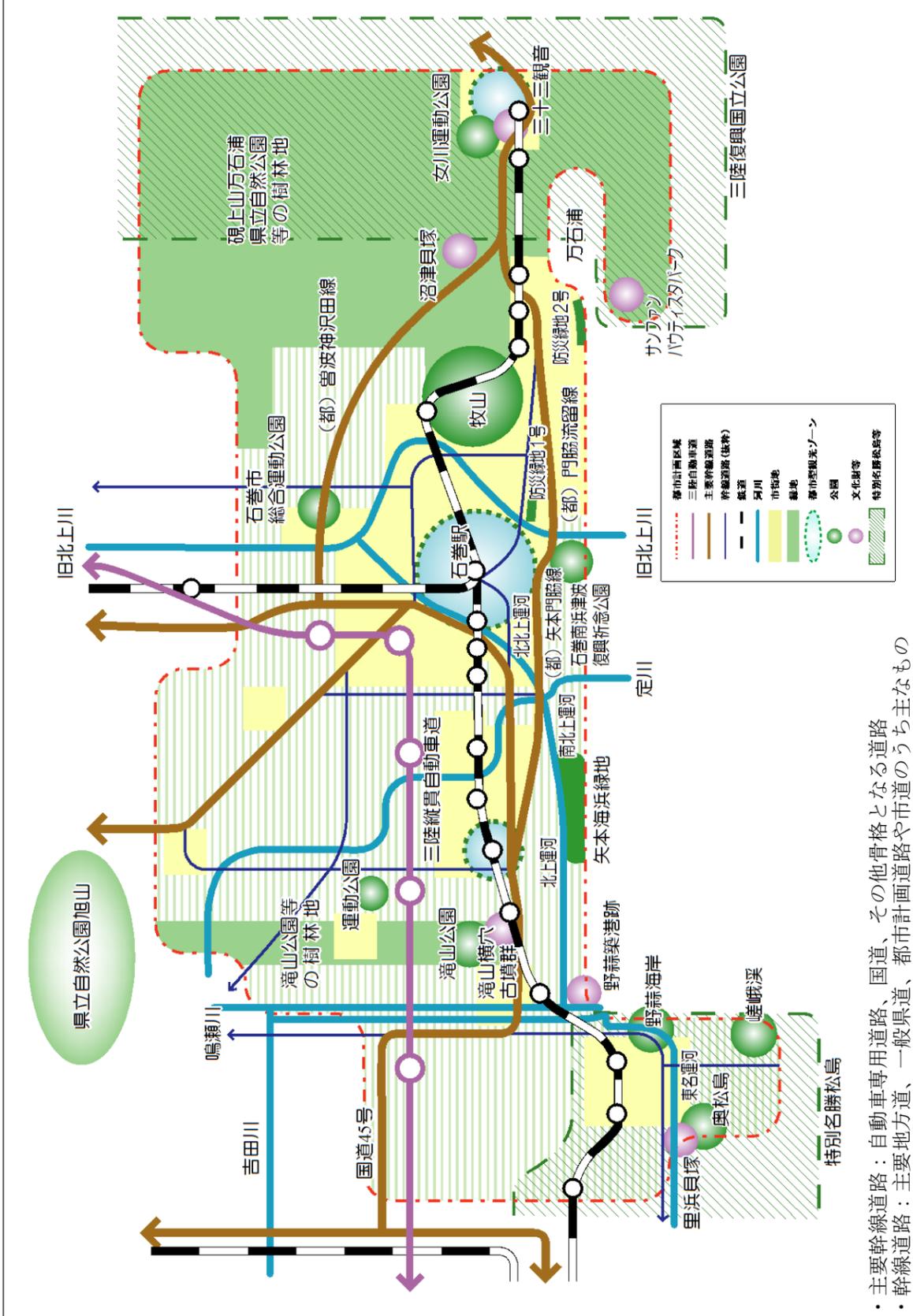
目標年の面積＝基準年の面積 + 都市計画決定し、供用予定の公園・緑地面積

□ 公園・自然的環境の整備及び保全の方針



- ・主要幹線道路：三陸縦貫自動車道、国道、その他骨格となる道路
- ・幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

□ 自然的環境の整備又は保全の方針



- ・主要幹線道路：自動車専用道路、国道、その他骨格となる道路
- ・幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの

2) 主要な自然的環境の配置の方針

自然的環境の配置計画に当たっては、主として存在機能に着目した環境保全系統及び歴史文化系統、都市景観構成要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統の5つの系統ごとに均衡ある配置を図る。

ア) 環境保全系統

優れた自然資源、既成市街地に隣接する保安林、河川区域、都市基幹公園等を都市の骨格を形成する緑地として保全する。

また、県立自然公園旭山や硯上山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地等の保全を図り、市街地内の環境の維持向上に向け、都市公園の整備を行うほか、地域緑化、道路緑化を進めていくとともに、市街地環境の維持、向上を図るため、良好な屋敷林、斜面緑地、主要神社の緑地、史跡、並木等の整備、保全を図る。

イ) 歴史文化系統

文化財として極めて高い価値を持つ寺院、神社、史跡や特別名勝松島等の優れた自然環境を保全するとともに、日本最大と言われる里浜貝塚周辺や野蒜築港跡、石巻市の沼津貝塚、東松島市の滝山横穴古墳群、女川町の三十三観音周辺等については歴史的遺構の活用を図り、歴史文化拠点として位置づけ、総合的な施設・景観整備を進める。

また、本県沿岸部の歴史的河川である東名運河、北上運河については、その景観等を保全するとともに、公園・緑地の整備等と連携し、周辺の自然環境に配慮した統一性のある整備を図っていく。

ウ) 景観構成系統

特別名勝松島は日本三景の一つとして優れた景観を有しており、国際化の時代に対応する質の高い観光地として整備する際にもこれらの景観を損わないように配慮する。

また、旧北上川河口部の都市景観と、三陸復興国立公園の一部をなす女川町東部の海岸や、万石浦周辺の区域等の優れた景観を構成する市街地周辺の丘陵地等の保全を図っていく。

エ) レクリエーション系統

特別名勝松島に代表される松島湾一帯はその景観に十分配慮しながら松島町や周辺市町と一体となって国際観光・リゾート拠点として整備するほか、万石浦等の海浜部やサン・ファン・パウティスタパークを活用し、親水空間の確保に配慮した緑地等の快適で魅力ある空間の創造を図る。

また、本区域におけるスポーツ活動の拠点として、**女川町清水公園の整備を進める。**

さらに、海水浴場や野外活動の場として、海岸や公園等の利活用の検討を進めていく。

2) 主要な自然的環境の配置の方針

自然的環境の配置計画に当たっては、主として存在機能に着目した環境保全系統及び歴史文化系統、都市景観構成要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統の5つの系統ごとに均衡ある配置を図る。

ア) 環境保全系統

優れた自然資源、既成市街地に隣接する保安林、河川区域、都市基幹公園等を都市の骨格を形成する緑地として保全する。

また、県立自然公園旭山や硯上山万石浦県立自然公園に連なる丘陵地等の保全を図り、市街地内の環境の維持向上に向け、都市公園の整備を行うほか、地域緑化、道路緑化を進めていくとともに、市街地環境の維持、向上を図るため、良好な屋敷林、斜面緑地、主要神社の緑地、史跡、並木等の整備、保全を図る。

イ) 歴史文化系統

文化財として極めて高い価値を持つ寺院、神社、史跡や特別名勝松島等の優れた自然環境を保全するとともに、日本最大と言われる里浜貝塚周辺や野蒜築港跡、石巻市の沼津貝塚、東松島市の滝山横穴古墳群、女川町の三十三観音周辺等については歴史的遺構の活用を図り、歴史文化拠点として位置づけ、総合的な施設・景観整備を進める。

また、本県沿岸部のアメニティ軸を構成し、歴史的河川である東名運河、北上運河については、その景観等を保全するとともに、公園・緑地の整備等と連携し、周辺の自然環境に配慮した統一性のある整備を図っていく。

ウ) 景観構成系統

特別名勝松島は日本三景の一つとして優れた景観を有しており、国際化の時代に対応する質の高い観光地として整備する際にもこれらの景観を損わないように配慮する。

また、旧北上川河口部の都市景観と、三陸復興国立公園の一部をなす女川町東部の海岸や、万石浦周辺の区域などの優れた景観を構成する市街地周辺の丘陵地等の保全を図っていく。

エ) レクリエーション系統

特別名勝松島に代表される松島湾一帯はその景観に十分配慮しながら松島町や周辺市町と一体となって国際観光・リゾート拠点として整備するほか、増大する海洋性観光レクリエーション需要に対応する拠点として万石浦等の海浜部やサン・ファン・パウティスタパークを活用し、親水空間の確保に配慮した緑地等快適で魅力ある空間の創造を図る。

また、本区域におけるスポーツ活動の拠点として、石巻市の総合運動公園整備を進めるとともに、これを機能的に補完するものとして東松島市、女川町の運動公園を位置づける。

さらに、海水浴場や野外活動の場として、震災前に県内外からの利用があった海岸や公園等については、施設や周辺地の復旧状況に合わせ、その利活用の検討を進めていく。

㊦) 防災系統

自然災害防止や被害低減のために、保安林等を積極的に保全していくほか、津波被害を低減させるための防災緑地、避難場所・災害応急活動拠点としての防災公園や追悼・鎮魂の場を兼ね備えた防災公園の整備を進めていく。

また、工業団地等と隣接あるいは近隣する住宅地との間に緩衝緑地帯を設けるほか、密集市街地での延焼防止機能を持つ樹林地やオープンスペースとしての河川緑地の保全を図っていく。

㊦) 防災系統

自然災害防止や被害低減のために、保安林などを積極的に保全していくほか、津波被害を低減させるための防災緑地や、避難場所・災害応急活動拠点としての防災公園や追悼・鎮魂の場を兼ね備えた防災公園の整備を進めていく。

また、工業団地等と隣接あるいは近隣する住宅地との間に緩衝緑地帯を設けるほか、密集市街地での延焼防止機能を持つ樹林地やオープンスペースとしての河川緑地の保全を図っていく。

第139号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア) 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の配置方針は次表のとおりとする。

□ 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の種別	配置の方針
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況及び防災集団移転促進事業等を勘案し、整備する。
総合公園	都市住民のレクリエーションの拠点として、都市を基本にしつつ、人口規模に配慮して整備する。
運動公園	都市住民のスポーツの拠点として、都市を基本にしつつ、人口規模に配慮して整備する。
広域公園	矢本海浜緑地、石巻南浜津波復興祈念公園の整備を図る。
特殊公園	歴史公園を石巻市（沼津貝塚公園）、風致公園を東松島市（滝山風致公園、牛網公園）に位置づけ、その整備を図る。
その他	石巻市東部に防災緑地の整備を図る。また、定川、東名運河及び北上運河の河川緑地を確保する。

イ) 特別緑地保全地区等の指定方針

特別緑地保全地区等の指定方針は、次表のとおりとする。

□ 特別緑地保全地区等の指定方針

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区	石巻市市街地の羽黒山、日和山の斜面、樹林地等、東松島市の小野城跡について指定の検討を行う。
風致地区	市街地から望見される石巻市市街地北部及び東部の丘陵地、万石浦、女川湾を囲む丘陵地等景観構成上重要な緑地について保全の検討を行う。また、東松島市の牛網池周辺、大仏山周辺、富山一帯について指定の検討を行う。

現行計画(参考)

3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

ア) 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の配置方針は次表のとおりとする。

□ 公園・緑地の配置方針

公園・緑地の種別	配置の方針
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況及び防災集団移転促進事業等を勘案し、適正な規模の公園用地の確保を図る。
総合公園	石巻南浜津波復興祈念公園の整備を図る。
運動公園	石巻市の総合運動公園整備を進め、東松島市、女川町の運動公園でこれを補完する。
広域公園	本区域全体を対象圏域とした広域公園として矢本海浜緑地を位置づけ、その整備、確保を図る。
特殊公園	歴史公園を石巻市（沼津貝塚公園）、風致公園を東松島市（滝山風致公園、牛網公園）に位置づけ、その整備、確保を図る。
その他	石巻市東部に防災緑地の整備を図る。また、定川、東名運河及び北上運河の河川緑地を確保する。

イ) 特別緑地保全地区等の指定方針

特別緑地保全地区等の指定方針は、次表のとおりとする。

□ 特別緑地保全地区等の指定方針

地区の種別	指定方針
特別緑地保全地区	石巻市街地の羽黒山、日和山の斜面、樹林地等、東松島市の小野城跡について指定の検討を行う。
風致地区	市街地から望見される石巻市市街地北部及び東部の丘陵地、万石浦、女川湾を囲む丘陵地等景観構成上重要な緑地について保全の検討を行う。また、東松島市の牛網池周辺、大仏山周辺、富山一帯について指定の検討を行う。

第139号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

4) 主要な公園・緑地の整備目標

おおむね10年以内¹⁾に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね10年以内¹⁾に実施する予定の主要な事業

種 別	名 称	市 町 名	事 業 主 体
広域公園	石巻南浜津波復興祈念公園	石 巻 市	国・宮城県・石巻市
地区公園	中瀬公園	石 巻 市	石 巻 市

現 行 計 画(参 考)

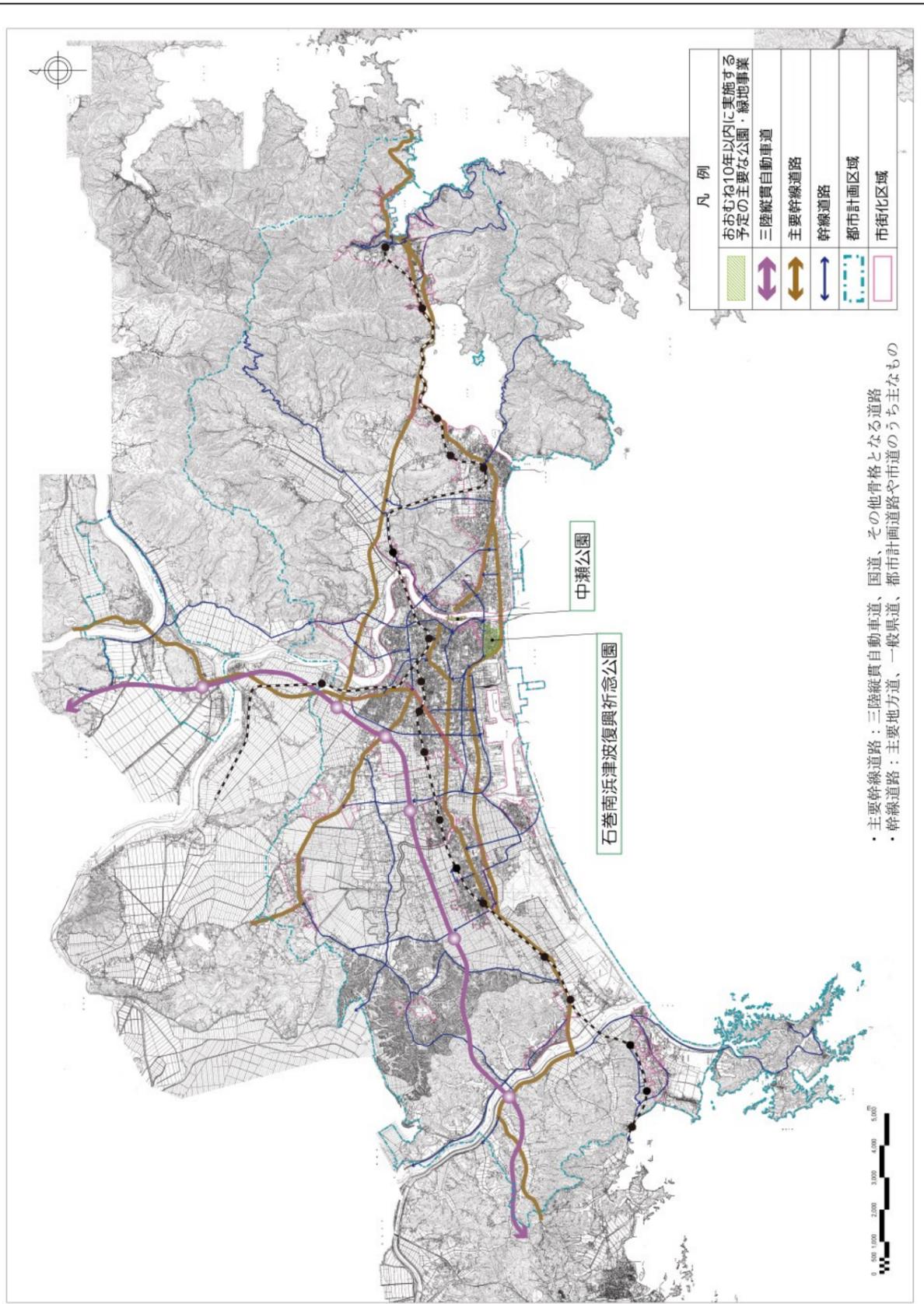
4) 主要な公園・緑地の整備目標

おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

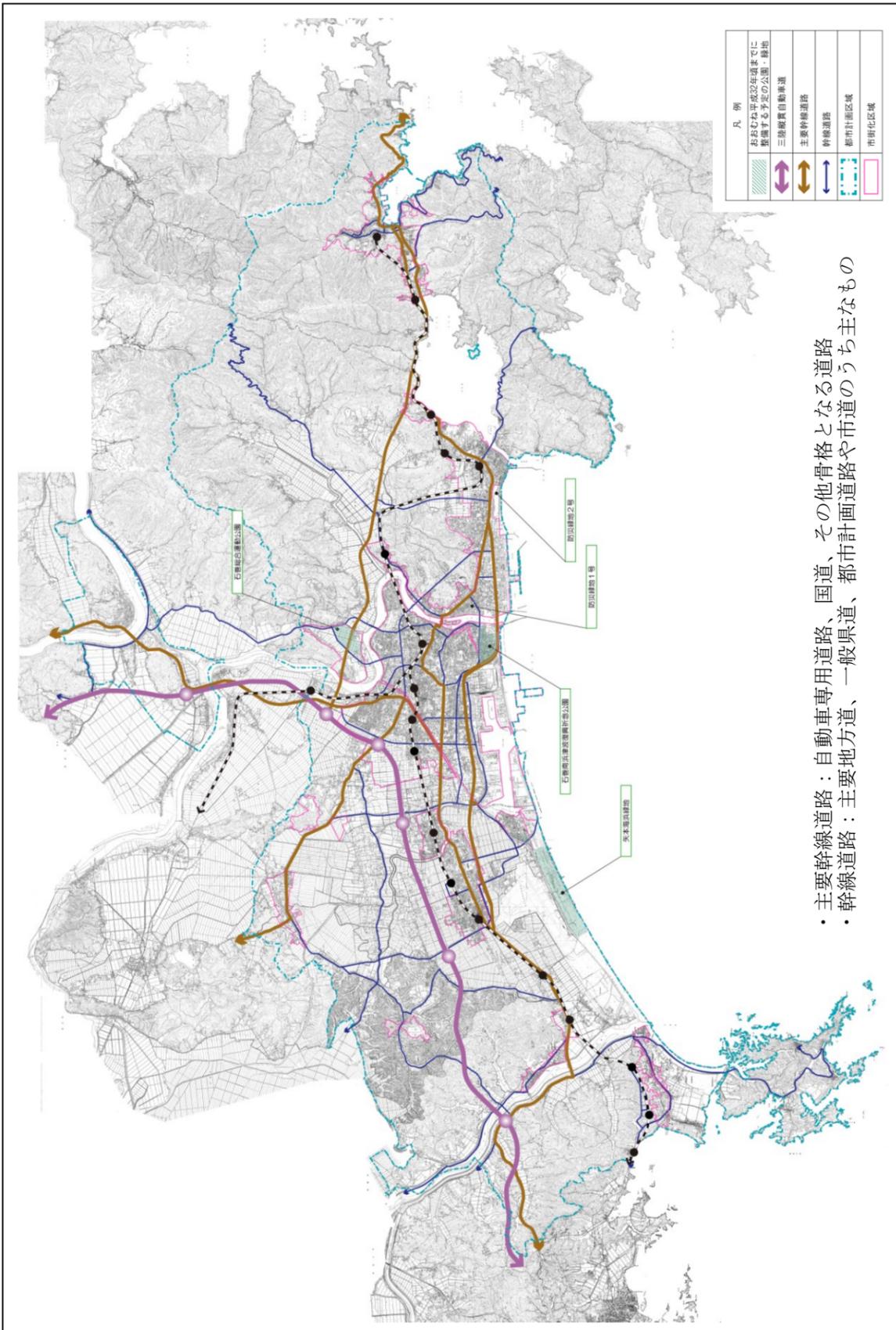
□ おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業

種 別	名 称	市 町 名
運動公園	石巻市総合運動公園（3工区）	石巻市
総合公園	石巻南浜津波復興祈念公園	〃
特殊公園 (広域公園)	矢本海浜緑地	東松島市
防災緑地	防災緑地1号	石巻市
	防災緑地2号	〃

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業



□ おおむね平成 32 年頃までに実施することを予定する主要な事業



第139号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現行計画(参考)

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

① 防災に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

震災を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、防御施設や避難路の整備、内陸移転や高台移転等による居住地の安全確保等を行うことにより、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

また、地震・津波に対する被害の実情と教訓の伝承及び近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対する迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

2) 地震・津波災害に対する方針

ア) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画の決定の方針

下記の事業を一団地の津波防災拠点市街地形成施設として位置づけ、津波が発生した場合でも、その機能の維持が可能となるよう整備を進めていく。

おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業

名称	市町名	事業主体
石巻駅周辺地区津波復興拠点整備事業	石巻市	石巻市

イ) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針

震災では、三陸縦貫自動車道等広域幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな役割を果たし、その重要性が認識されたことから、広域幹線道路網を中心とした防災機能を有する新たな広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

3) その他大規模災害に対する方針

大雨、洪水、その他の大規模災害に対して、その対策強化とあわせて迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した十分な避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化等を図る。

(5) 防災に関する都市計画の決定の方針

① 防災に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、防御施設や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全確保等を行うことにより、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。

また、近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対して、迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

2) 地震・津波災害に対する方針

ア) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画の決定の方針

津波による災害発生のおそれが著しく、かつ、当該災害を防止し、又は軽減する必要性が高いと認められる区域内について、津波が発生した場合でもその都市機能が維持されるよう、有すべき各機能に係る施設を一団の施設として整備していく。

また、津波発生時の拠点として、当該市街地が有している機能（住宅・業務・公益）を十分発揮できるよう努める。

おおむね平成32年頃までに実施することを予定する主要な事業

名称	市町名	事業主体
石巻駅周辺地区津波復興拠点整備事業	石巻市	石巻市
須江地区内陸型産業用地津波復興拠点整備事業	石巻市	石巻市
野蒜駅周辺地区津波復興拠点整備事業	東松島市	東松島市
東矢本駅北地区津波復興拠点整備事業	東松島市	東松島市
女川駅前地区津波復興拠点整備事業	女川町	女川町

イ) 広域避難・輸送ネットワークの形成方針

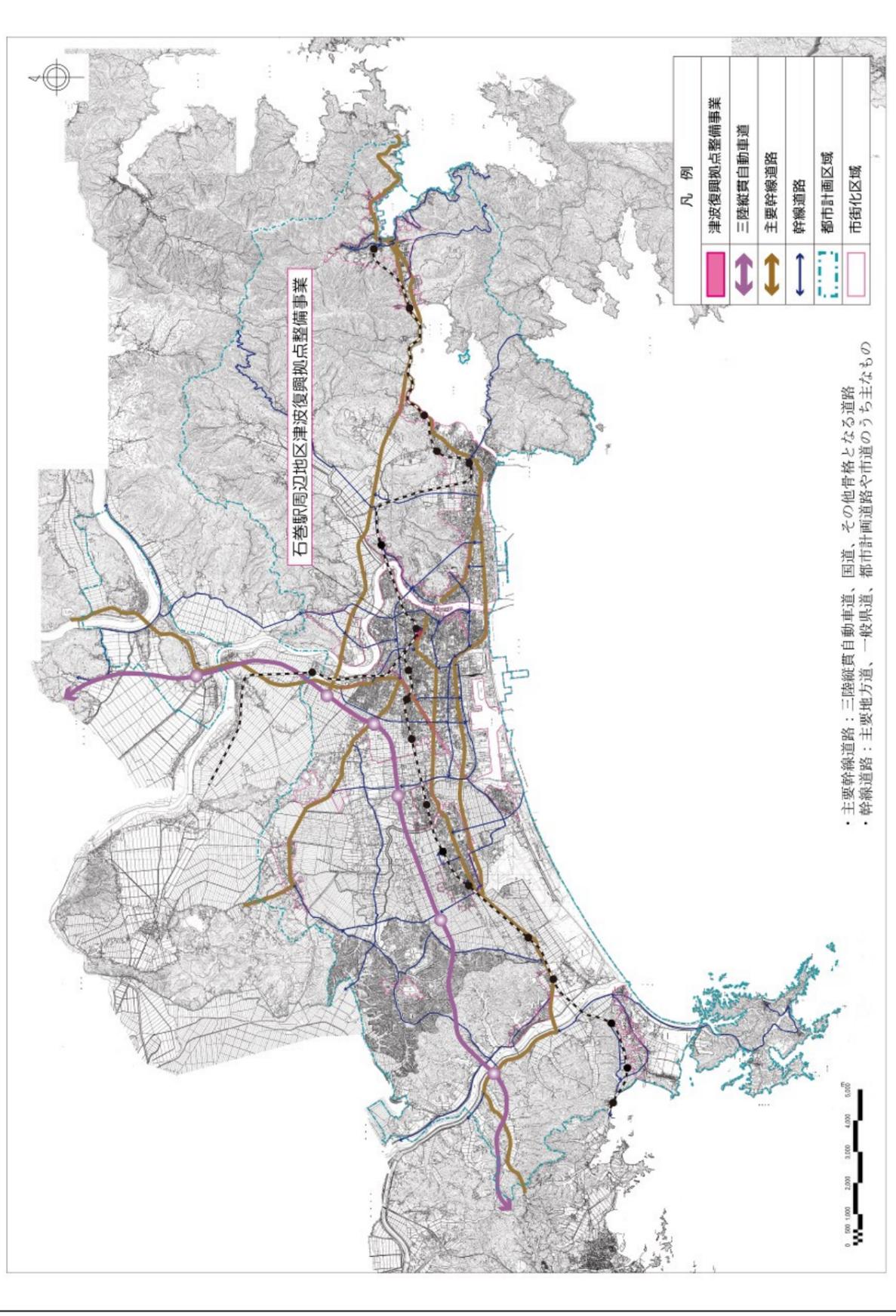
東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波では、高盛土道路の三陸縦貫自動車道など広域幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな役割を果たし、その重要性が認識されたため、広域幹線道路網を中心とした防災機能を有する新たな広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

3) その他大規模災害に対する方針

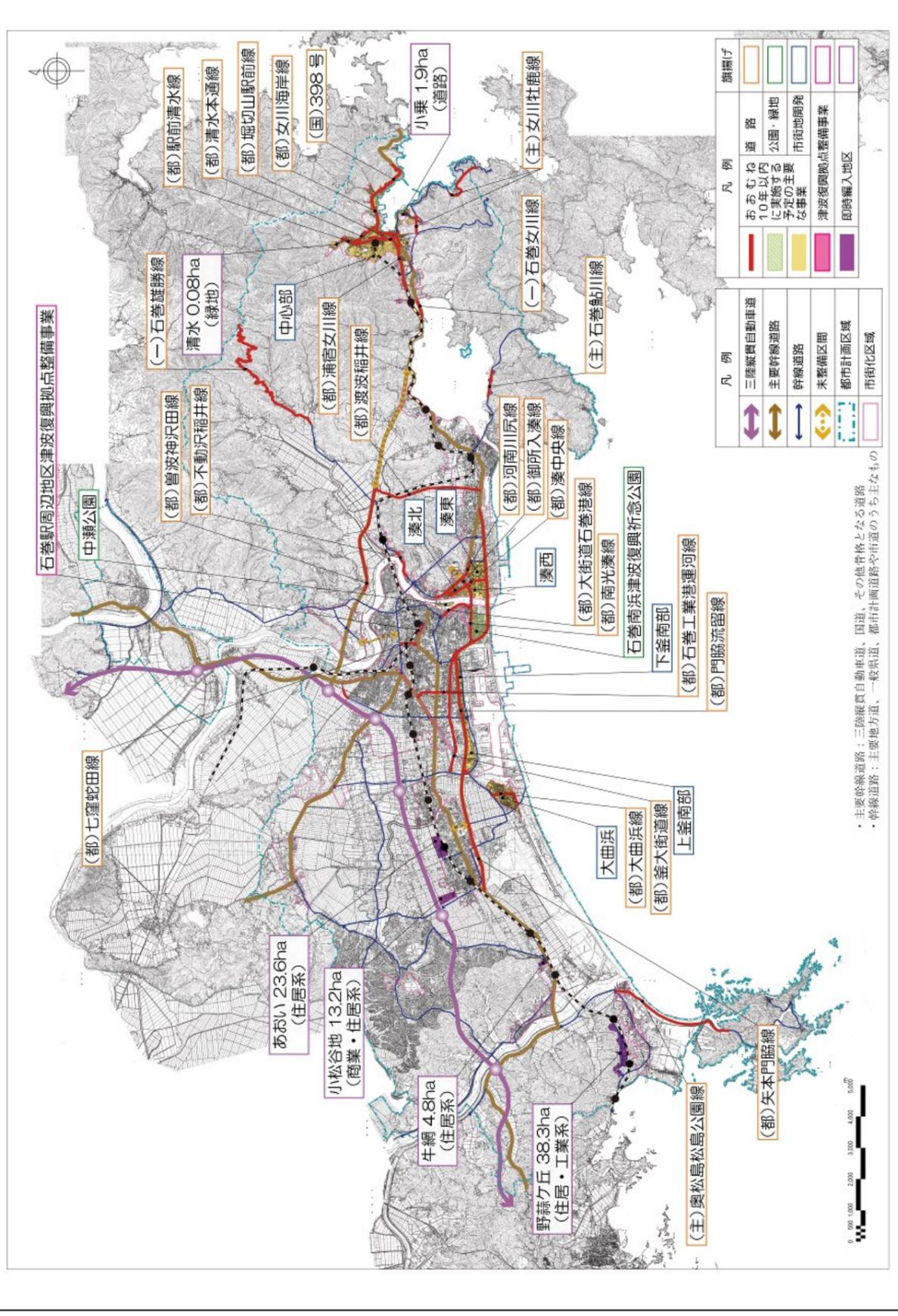
大雨、洪水、その他の大規模災害に対して、その対策工の整備とあわせて迅速な警報発令や避難誘導等のソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した十分な避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化などを図る。

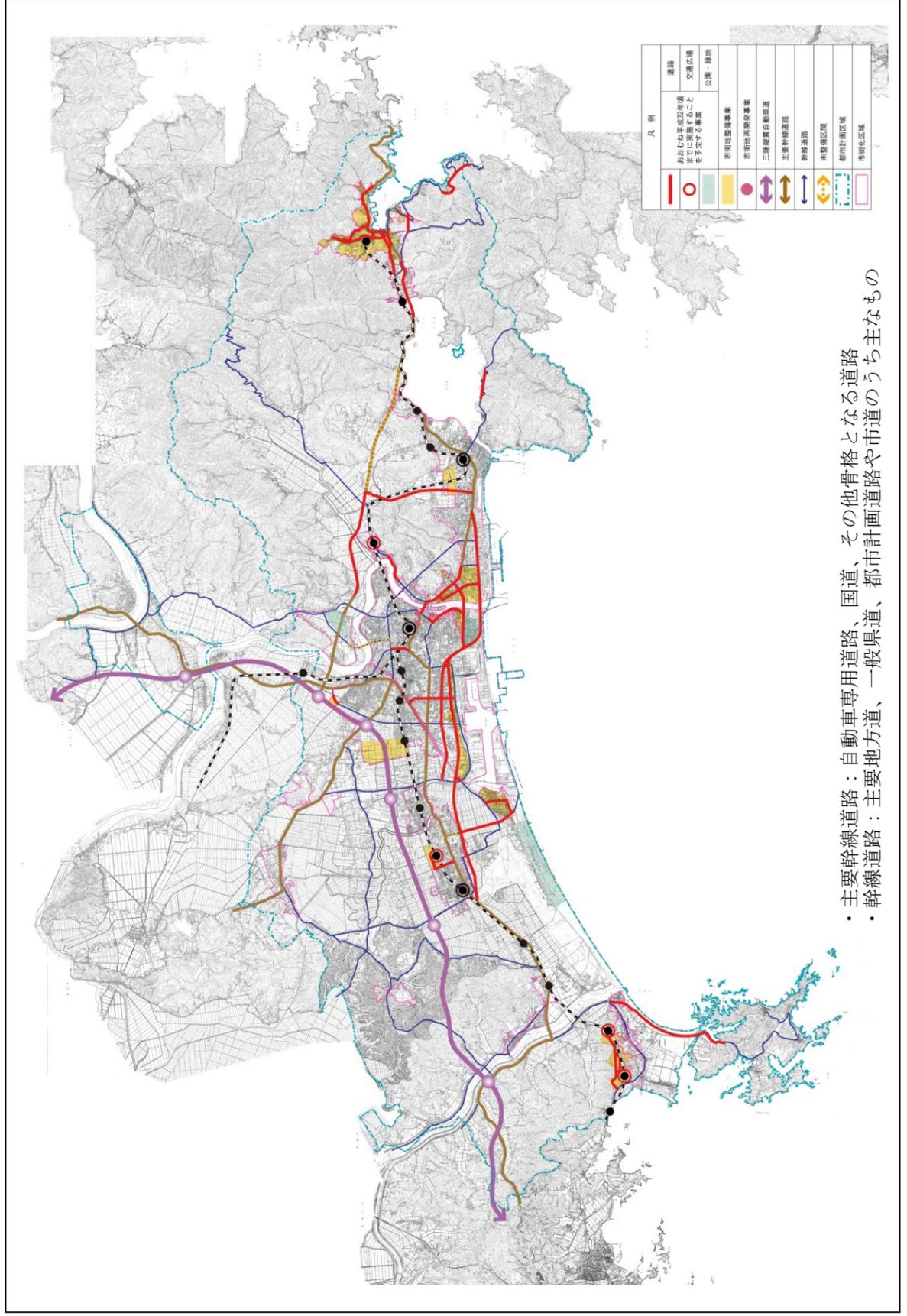
□ おおむね 10年以内に実施する予定の主要な事業



石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図



石巻広域都市計画区域マスタープラン 付図



・主要幹線道路：自動車専用道路、国道、その他骨格となる道路
 ・幹線道路：主要地方道、一般県道、都市計画道路や市道のうち主なもの